

平成 25 年 5 月 29 日

## 建設業法に基づく技術検定の合格基準の公表について

建設業法に基づく技術検定は、それぞれ学科試験と実地試験に分けて指定試験機関が実施しています。試験の実施にあたり、合格者に求められる知識・能力等に対する評価の内容・レベルを明確にし、透明性・客観性を確保するとともに、受検者の利便性向上のため、従来、合格発表日以降に公表していた学科試験の合格基準に加え、今年度より、実地試験の合格基準についても公表するとともに、試験の実施前にも公表することとしましたのでお知らせいたします。

### ○平成 25 年度技術検定の合格基準について

(種目) 土木、管工事、造園

学科試験及び実地試験の別に応じて、次の基準以上の者を合格とするが、試験の実施状況等を踏まえ、変更する可能性がある。

- ・学科試験 得点が60%以上
- ・実地試験 得点が60%以上

(問合せ先)

一般財団法人全国建設研修センター 企画管理部  
042-300-6850(代表)